

◆廃止方針の都市計画道路における建築制限の先行解除について（令和7年7月1日から）

【これまで】

建築許可の主な基準

- ①階数：2以下
- ②構造：木造・鉄骨造・C B造など容易に撤去できるもの

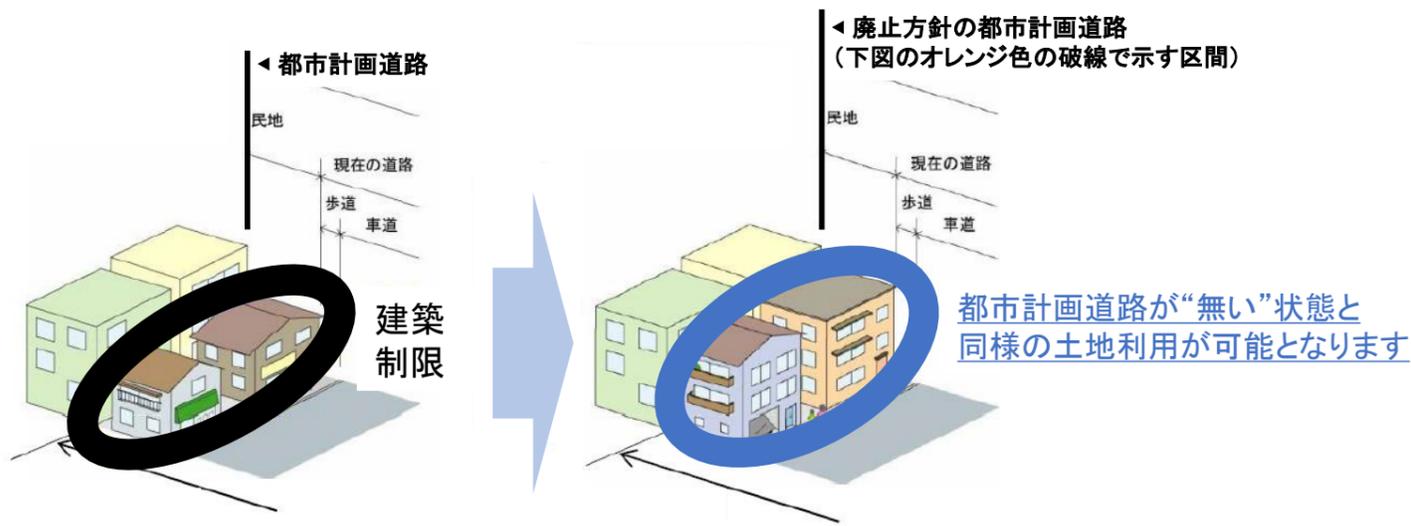
【本市による都市計画道路の見直し後（令和7年7月1日から）】

建築許可の主な基準

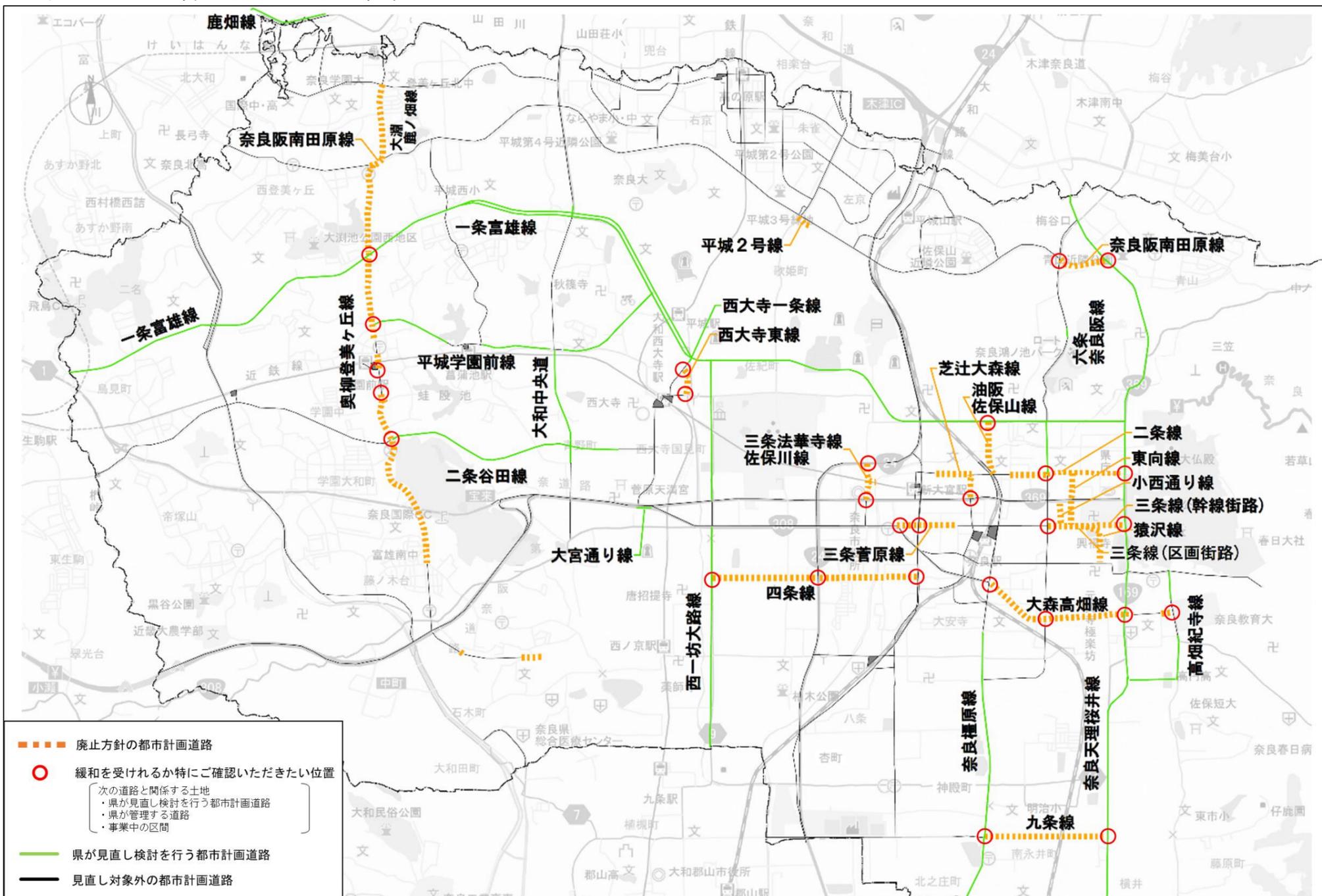
- ①階数：2以下
- ②構造：木造・鉄骨造・C B造など容易に撤去できるもの

廃止方針の都市計画道路（下図のオレンジ色の破線で示す区間）における建築制限を先行解除します。

なお、都市計画法第53条に基づく許可申請は引き続き必要です。



◆廃止方針の都市計画道路の位置図



廃止方針の都市計画道路で、都市計画法第53条に基づく許可申請を行う際は、
お問い合わせフォームから事前のご確認をお願いいたします。



【お問い合わせフォーム】

<https://logoform.jp/form/p6et/1093215>